Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年2月14日 航空局安全部 航空安全推進室

## Peach - Aviation株式会社に対する厳重注意について

本年1月7日(現地時間)のAPJ774便(シンガポール→関西)の機長及び副操縦士が、 運航規程に基づく乗務前アルコール検査の実施を失念したまま当該便に乗務した事案が発 生し、同日中にPeach・Aviation株式会社(以下「同社」という。)から報告がありました。

当局の指示により同社が詳細な事実調査を実施したところ、当該機長は、運航規程により飛行勤務開始前12時間以内の飲酒が禁止されているにもかかわらず、当該禁酒時間内に 飲酒していたことが1月13日に判明し、翌14日に報告がありました。

これを受け、航空法(以下「法」という。)に基づき、1月23日及び24日に立入検査等を 実施した結果、

- 当該機長は、運航規程に定める禁酒時間内であることを認識しながら意図的に飲酒し、 事案発生後の会社からの聴取に対し飲酒時間について虚偽の説明を行ったこと
- 結果として当該機長は酒気を帯びていなかったものの、当該機長を含む運航乗務員が 乗務前アルコール検査を失念し、当該検査の管理担当者もシステム上に検査結果を受領 していない旨の表示がされていたにもかかわらず運航乗務員に確認するなどの適切な 対応を行わなかった結果、乗務前アルコール検査を未実施のまま乗務したこと 等が確認されました。

これらについては、当該機長については意図的に違反行為を行ったうえで虚偽の説明を行った悪質な違反行為であり、また、同社のアルコール検査体制が適切に機能しておらず、同社の安全管理システムが十分に機能していないものと認められたことから、本日付けで同社に対して別添のとおり厳重注意を行い、再発防止策を検討の上、令和7年3月7日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が 維持されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

以上

添付資料: Peach・Aviation 株式会社に対する厳重注意の文書

《問い合わせ先》

航空局安全部航空安全推進室 井ノ川、浦野

TEL (代表):03-5253-8111 (内線:50145、50163) 直通:03-5253-8732